

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目次

## 告示

○市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(七九・分権改革推進室)……………1

○保安林の指定(八〇・森林整備課)……………1

## 告示

### 秋田県告示第七十九号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十八年秋田県告示第三百三十六号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年二月十九日

秋田県知事 寺田典城

第一第二十一号の二の表二の項中「北秋田市」の下に「仙北市」を加える。

第一第二十二号の表三の項中「上小阿仁村」を「仙北市、上小阿仁村」に改める。

第一第二十三号の表を次のように改める。

一	市町村の名称 潟上市、羽後町	市町村が処理を開始する期日 平成十八年四月一日
二	仙北市	平成二十年四月一日

第一第二十四号の表三の項中「上小阿仁村」を「仙北市、上小阿仁村」に改める。

第一第二十七号の表五の項中「小坂町」の下に「上小阿仁村」を加える。

第一第七十四号の二の表二の項中「北秋田市」の下に「仙北市」を加える。

第一第七十四号の三の表二の項中「北秋田市」の下に「仙北市」を加える。

第一第七十四号の四の表二の項中「北秋田市」の下に「仙北市」を加える。

### 秋田県告示第八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成二十年二月十九日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所	郡 市	山本郡	全 面 積	台帳 (平方メートル)	実測又は見込 (ヘクタール)	保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の目的 土砂の流出 の防備	指 定 施 業 要 件	立木の伐採の方法	伐採種別 (附属明細書のおり)	標準伐期齢 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	間伐その他特別の場合の伐採に係るもの	立木の伐採の限度 (附属明細書のおり)
	町 村	三種町											
	(大字)	下岩川											
	字	田ノ沢 館ノ下 谷地ノ沢											
	地 番	三七の一 三七の二 三七の三 三七の四 三七の五 四六 四七 四八 四九の一 一八の一 四五 八一の一 八二											
積	一五、八七三 九、二七八 一四、〇一七 二一、七七〇 二、一四一 一三三 二二一 九九五 六九四 七六、八三三 三、六二三 六七、七六三 八二、〇〇九	一・五八七三 〇・九二七八 一・四〇一七 二・一七七〇 〇・二一四一 四・〇三一一 四・〇三一一 七・六八三三 〇・三六二三 六・七七六三 八・二〇〇九	一・五八七三 〇・九二七八 一・四〇一七 二・一七七〇 〇・二一四一 四・〇三一一 四・〇三一一 七・六八三三 〇・三六二三 六・七七六三 八・二〇〇九										

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに三種町役場に備え置いて縦覧に供する。)

発行者

秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 0862-8766 FAX 0863-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄